

契約の内容

契約年月日	令和7年1月31日
契約業者名	秋田県建築設計事業協同組合 理事長 石田 起徳
契約業者の住所	秋田県大館市字相染沢中岱 1 5 9 - 2
業務の名称	能代港庁舎解体実施設計
業務場所	秋田県能代市能代港港内
業務区分	建設コンサルタント等
業務概要	別紙のとおり
履行期間（自）	令和7年1月31日
履行期間（至）	令和7年3月27日
契約金額	¥2,391,400 円（税込み）

1. 業務概要

本業務は、庁舎移転に伴う能代港庁舎解体工事の設計を行うものである。

2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月27日までとする。

なお、工期は、土曜日、日曜日及び祝休日を休日として設定している。

3. 業務内容

業務名称	業務内容			参考数量	摘要	
	業務仕様	単位	数量			
能代港庁舎解体実施設計 アスベスト分析調査		式	1	事前調査 定性分析調査 報告書作成	1 式 1 式 1 式	参考：試料採取箇所（8検体） 屋根・外壁・床・軒天・幅木・ 壁・天井・門扉
建物解体設計		式	1			
外構等解体設計		式	1			

4. 提供資料

昭和57年度 能代工場事務所新築工事設計図他附随資料 1式

5. 業務仕様

5-1 総則

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成20年3月31日付け国営整第176号（最終改定 令和6年3月26日国営整第213号）、及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 令和6年3月）の定めによる。なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し実施するものとする。

5-2 アスベスト分析調査

- (1) 分析試験試料は能代港出張所庁舎の8検体採取することを想定して費用を計上しているが、事前調査により検体数に変更が生じた場合は調査職員と協議するものとする。なお採取時期及び場所等については、調査職員の承諾を得るものとする。
- (2) アスベスト分析は、JIS A 1481-1による分析とする。
- (3) アスベスト分析結果は、「石綿障害予防規則 第3条第7項に基づく、事前調査における石綿分析結果報告書（証明書）」にとりまとめるものとする。
- (4) アスベスト分析調査は、建築物石綿含有建材調査者の資格を有するもの、又は令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者により調査するものとする。

5-3 庁舎解体実施設計

- (1) 能代港出張所住所（移転元）  
秋田県能代市浜通町53-91

- (2) 設計条件  
設計条件は、下記のとおりとし、詳細については、調査職員と協議するものとする。

敷地の面積 1,335m<sup>2</sup>（建屋面積192m<sup>2</sup>含む）

施設の条件 ① 庁舎敷地の給電設備・給排水設備を切り離すものとする。

② 外構等解体は、外構施設及び敷地内施設を撤去するものとする。敷地内施設はアスファルト舗装、パンザーマスト、プレハブ倉庫、外灯、旗掲揚塔、電信柱、案内看板を想定している。

③ 敷地内を整地し砕石敷き均し（G-40 t100程度）をするものとする。

- (3) 概算事業費算定

能代港庁舎解体工事に係る概算事業費を作成するものとする。費用の算定は物価本による作成を基本とし、これにより難しい場合は調査職員と協議するものとする。

- (4) 資料の作成

能代港庁舎解体工事に係る特記仕様書を作成するものとする。

- (5) 数量計算

工事施工に際し必要な数量を計算する。

- (6) その他  
能代港庁舎解体工事にあたり必要な申請書類について作成するものとする。

6. 成果物

6-1 成果物

業務完成図書の整理方法は、調査職員と協議するものとする。

6-2 業務完成図書

- (1) 図面は、「CAD製図基準」に基づいて作成しなければならない。また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。
- (2) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。
- (3) 業務完成図書の提出先は、下記のとおりとする。  
成果物の提出先は、下記のとおりとする。  
国土交通省 東北地方整備局 秋田港湾事務所  
〒011-0945 秋田市土崎港西一丁目1-49

7. その他

- (1) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (2) 業務品質確保調整会議について  
本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下、「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。
- (3) 契約内容の変更手続きについて  
本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

以上